

穂の国とよはし芸術劇場の利用等に関する要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、穂の国とよはし芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）を適正かつ円滑に運営するため、穂の国とよはし芸術劇場条例施行規則（平成24年豊橋市規則第38号）に定めるもののほか、利用等に関する必要な事項を定めるものとする。

(受付時間)

第2条 芸術劇場インフォメーションカウンターの受付時間は、午前9時から午後8時までとする。

(利用承認申請方法)

第3条 利用承認申請は、施設予約システムでの申請または芸術劇場インフォメーションカウンターでの申請とする。

(予約の種別)

第4条 芸術劇場の予約の種別は、優先予約、先行予約、一般予約とする。

2 優先予約の対象は、以下の事業とする。

- (1) 豊橋市、豊橋市教育委員会及び豊橋文化振興財団が主催、共催する芸術文化事業
- (2) 全国大会、東海大会、国際学会等広域的な参加者が見込まれ、複数の諸室を一体的に利用する場合で、豊橋市及び豊橋市教育委員会の共催若しくは関係部局長の副申があるもの
- (3) その他、特に必要性が高いものとして市長が認めるもの

3 先行予約の対象は、広く本市の芸術文化振興に寄与する次の表に掲げる事業とする。

対象	備考
優れた舞台芸術（演劇、オペラ、バレエ、ダンスなど）の公演とそれに伴うリハーサル、準備	左記に掲げたもののうち、各種文化団体や伝統芸能などの各流派、会などの活動、公演会、発表会、大会などについては、先行予約の対象にはならないものとする。
優れた伝統芸能（日本舞踊、歌舞伎、能、文楽など）の公演とそれに伴うリハーサル、準備	
優れた音楽芸術公演等とそれに伴うリハーサル、準備	
芸術文化に関する特色のある創造事業や人材育成事業	左記に掲げたもののうち、創造事業とは、市民オペラ、市民音楽劇など様々な市民が参加して創り上げる芸術文化活動や、新たな芸術文化に関する創作、制作活動や、様々な流派や会が一堂に介する公演をいう。また、人材育成事業や青少年育成事業の対象となるかについては、内容によって判断するものとする。
芸術文化に関する特色のある青少年育成事業	

中心市街地で実施される芸術文化フェスティバル、アートイベントなど	
----------------------------------	--

(優先予約)

第5条 優先予約は、利用期日の属する月の36ヶ月前から受け付けるものとし、予約にあたっては優先予約依頼書(様式第6)を指定管理者あて提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による予約を許可したときは利用許可内諾書(様式第7)を申請者に交付する。

3 申請者は、利用許可内諾書交付後、一般予約開始日前までに利用承認申請書(様式第1)を指定管理者あて提出しなければならない。

(先行予約)

第6条 先行予約は、次の表のとおり受け付けるものとし、予約にあたっては先行予約依頼書(様式第6の2)を指定管理者あて提出しなければならない。

区分	利用月		先行予約調整期間	
			受付期間	利用の確定
主ホール等、 アールスペース等、 創造活動室A・B	I	4月～6月	前年2月1日～10日	前年2月末
	II	7月～9月	前年5月1日～10日	前年5月末
	III	10月～12月	前年8月1日～10日	前年8月末
	IV	1月～3月	前々年11月1日～10日	前々年11月末
区分	利用月		先行予約	
創造活動室C～G、 研修室	I	4月～6月	前年8月1日	
	II	7月～9月	前年11月1日	
	III	10月～12月	2月1日	
	IV	1月～3月	前年5月1日	

2 指定管理者は前項の規定による予約を許可したときは利用許可内諾書(様式第7)を申請者に交付する。

3 申請者は、利用許可内諾書交付後、一般予約開始日前までに利用承認申請書(様式第1)を指定管理者あて提出しなければならない。

(一般予約)

第7条 一般予約の利用承認申請期間は、次の表に定める開始日から、主ホール等、アールスペース等及び創造活動室A・Bは利用期日の1ヶ月前まで、創造活動室C～G及び研修室は利用期日までとする。

区分	利用月		開始日
主ホール等、 アールスペース等、 創造活動室A・B	I	4月～6月	前年4月1日
	II	7月～9月	前年7月1日
	III	10月～12月	前年10月1日

	IV	1月～3月	前年1月4日
創造活動室 C～G、 研修室	I	4月～6月	前年10月1日
	II	7月～9月	1月4日
	III	10月～12月	4月1日
	IV	1月～3月	前年7月1日

2 企業活動のために定期的に同目的で利用する場合の利用承認申請期間は、主ホール等、アートスペース等及び創造活動室 A・B においては3ヶ月前から、創造活動室 C～G 及び研修室においては1ヶ月前からとする。

3 申請者は、予約と同時又は予約後2週間以内に利用承認申請書（様式第1）を指定管理者あて提出しなければならない。

（特例申請）

第8条 豊橋市及び豊橋市教育委員会が主催、共催する芸術文化事業以外の事業で、文化課が特に必要と認めた場合は、特例として先行予約確定後、一般予約に先立ち利用承認申請を受け付けることができるものとする。

2 前項の規定により申請する場合は、申請者は、一般予約開始日前までに利用承認申請書（様式第1）を指定管理者あて提出しなければならない。

（同時予約）

第9条 主ホール及びアートスペース並びに創造活動室 A・B を予約しようとする者は、同日同目的で他の諸室を利用する場合に限り、同時に予約できるものとする。

（抽選）

第10条 指定管理者は、一般予約の申請期間の初日に利用承認申請しようとする者の希望する利用期日が競合する場合には、抽選により利用者を決定するものとする。

（練習のための利用料金）

第11条 芸術劇場にて公演等を実施するための練習として主ホール等又はアートスペース等を利用する場合の利用料金は、公演等当日及び公演等当日から連続して遡る日並びに1回の総合練習等に限り当該利用料金の2分の1に相当する額とする。

（利用料金の納付）

第12条 申請者は、利用料金を、利用承認書（様式第2）発行後、2週間以内に芸術劇場インフォメーションカウンターにて原則現金で納付しなければならない。

2 申請者は、附属設備の利用料金を、利用当日芸術劇場インフォメーションカウンターにて原則現金で納付しなければならない。

3 指定管理者が、特別な理由があると認めた場合には、利用料金の納付期限を延長することができる。その場合、申請者は、利用料金納期限延長申請書（様式第9）を指定管理者あて提出しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定による申請を承認したときは、利用料金納期限延長承認書

(様式第 10) を申請者に交付する。

(利用承認の変更)

第 13 条 規則第 8 条の規定による利用承認の変更は、1 回に限りできるものとする。

(利用料金の還付申請)

第 14 条 規則第 9 条の規定により既納利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書 (様式第 8) を指定管理者あて提出しなければならない。

(託児室の利用)

第 15 条 託児室は、利用承認書 (様式第 2) の交付を受けている者に限り利用することができる。

2 託児室を利用しようとする者は、託児室利用申請書 (様式第 11) を指定管理者あて提出しなければならない。

(駐車場の利用)

第 16 条 利用者は、利用期間中、次の表のとおり芸術劇場の駐車場を利用することができる。

利用施設	搬出入用トラック用	関係者用
主ホール	2 台	16 台
アートスペース	1 台	8 台
創造活動室 A (公演利用)	1 台	2 台
創造活動室 B (公演利用)	1 台	2 台

(利用者の遵守事項)

第 17 条 利用者は、利用にあたり次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 会議室、楽屋等で利用者が食事等を提供するときは、搬出入については利用者が責任をもって対処すること。ただし、所定の場所以外でのアルコール類の提供及び客席内の飲食等は禁止する。
- (2) 物品 (プログラム、ポスター、写真集、書籍等) の販売を希望する場合は、事前に施設担当者の許可を受けること。
- (3) 利用に伴う物品の利用期日前の搬入は、原則禁止する。やむを得ない事情により搬入の必要があるときは、事前に施設担当者の許可を受けること。その場合、施設管理者は搬入物品の保管責任を負わない。
- (4) 利用者は、準備及び片付け等を目的に利用する場合であっても、承認された利用期日以外は、利用することはできない。ただし、業者により搬入された会場装飾用の花籠、生花、ハンガー及び弁当箱等については、業者の都合により利用期日に搬出できないときは、施設担当者の許可を受けて指示する場所に移動し、翌日の午前 9 時までに業務を完了させること。
- (5) 利用者が指示された場所以外に受付や表示を出す場合には、事前に施設担当者の許可を受けなければならない。

- (6) 看板等の取付けは、施設担当者の指示に従って、原則として利用期日当日に行うこと。
- (7) 利用者は、事業実施に伴う案内通知、チラシ等には公共交通機関利用の表示をすること。
- (8) 主ホール、アートスペース、創造活動室 A・B の利用者は、事業を円滑に進行させるため、施設担当者との利用打合せを行うこと。
 - ア 利用期日の概ね4～5ヶ月前までに、事業の概要、関係機関への届出等について、必要に応じ打合せを行うこと。
 - イ 利用期日の概ね1ヶ月前までに、附属設備（舞台機構、照明、音響等）の利用、事業進行、関係機関への届出等について、必ず打合せを行うこと。

(施設見学)

第 18 条 芸術劇場の見学を希望する場合は、施設見学申請書（様式第 12）を指定管理者あて提出しなければならない。

2 施設見学申請書は、一般予約受付開始後より受付を開始するものとする。

(その他)

第 19 条 指定管理者は、この要綱に疑義が生じたときは、速やかに市と協議するものとする。

2 指定管理者が行う自主事業については、別途市と協議するものとする。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。